

山城国府の所在とその移転について

木下良

目次

- 一 はじめに
- 二 既往の研究と想定地
 - 1 相楽国府についての既往の研究
 - 2 葛野国府についての既往の研究
 - 3 長岡国府についての既往の研究
 - 4 河陽国府についての既往の研究
- 三 各想定地の検討
 - 1 相楽国府址の考察
 - 2 葛野国府址の考察
 - 3 長岡国府址の考察
 - 4 河陽国府址の考察
- 四 おわりに

一 はじめに

古代のわが国では、律令にもとづく地方制度として、国・郡・里（郷）の区分に従って、その統治のために国

司・郡司・里長を置いた。国司・郡司がそれぞれ國務・郡務をみる地方官庁が、国庁・郡衙であり、その所在地を国府・郡家と呼んだ。

制度的にみたこれらの研究は多く、詳細なものがあるが、その遺構についての研究はきわめて遅れていて、ようやく近年に至つて発掘による調査も行なわれるようになり、かなりの成果もあげられるようになった。

これらの研究が、歴史地理学者によつて進められたところが多いのは、空間的にかんがりの拡がりをもつて施設であつた筈であるが、その遺跡は寺院・宮殿ほどには明瞭でなく、遺物も少ないことが、考古学者の関心をひくことが少なかつたこと、また具体的にこれらの所在を示す文献はほとんどないことから、歴史学の研究対象になりにくかつたこと、これに対して、これらの立地条件を勘案し、地表に遺存する過去の残象を景観的に把握するという地理学的な研究方法が、最も適応するからであろう。

国府研究における米倉二郎⁽²⁾、藤岡謙二郎⁽³⁾の両氏、郡家研究における足利健亮氏⁽⁴⁾などの歴史地理学者の業績は多大なものがある。筆者もまた同様の立場から、国府址の調査研究を行ない、数カ国について発表するところがあった。

これらの研究中、例えば米倉、藤岡の両氏によつて検討された近江国府址などは、後の発掘調査の結果、国府域の規模や平面形についての考定が正しく、歴史地理学的な調査方法が妥当であつたことを証明している。

しかしながら、全国六六国二島の国府は、未だに概略の位置すらも明確でないものが少なくない。特に畿内においては、中央に近く政治・文化的に重要な国が多いにもかかわらず、河内・和泉の二国以外は全く不明であるといつてよい。これは、幾度かの遷都や、そのほか中央の政情の変化に伴つて、畿内では地方統治への影響の振

幅も大きく、国府も移転することが多かつたからであろう。

しかし、それだけにこれら山城・大和・摂津の諸国府址を明確にすることができれば、時代別による国府の機能と形態の変化を知ることが可能になる。けれど、移転を見ることなく永続した国府は、位置や遺跡については紛れることはないが、各時代毎の遺構は永年にわたって重複し、それぞれの時代判別を困難にしているからである。

また、都城と国府との関係位置は、更には国府と郡家などの関係にもつながる点が考えられるであろう。このような観点から、長岡京・平安京の所在国であつた山城の国府址について検討を試みた。

(1) 特に重要な成果をあげたものに、近江国府址の調査があり、国庁と考えられる、南北に連なる正殿二棟と、その左右に配されて廊でつながる脇殿二棟よりなる、南面する遺構を検出した。これらは瓦積の基壇に建てられた瓦葺きの殿舎であつた。

滋賀県教育委員会文化財保護課『滋賀県栗太郡瀬田町三大寺(推定近江国府)遺跡調査概要』参照。

(2) 米倉二郎『東亜の集落』「古代における日本の都市——国府」。

(3) 藤岡謙二郎編『国府の歴史地理学的研究(抄報)』。

藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』「地方都市としての国府の歴史地理学的研究」。

(4) 足利健亮『律令時代における郡家の歴史地理学的研究——遺趾の探究と復原の試み——』(考古地理学——歴史地理学紀要)第五号)。

(5) 木下良『古代集落と交通路——律令都市、特に国府の形態について——』(社会科学)第一卷第一号)において豊後、下野、山城(長岡)。

木下良『丹波国府址——亀岡市千代川に想定する——』(古代文化)第一六卷第二号)。

木下良『近江国府址について』(人文地理)第一八卷第二号)。

木下良『国府跡研究の諸問題——甲斐国府跡をめぐって——』(文化史学)第二二号)。

木下良『国府と条里との関係について』(史林)第五〇卷第五号)において、阿波、安房、豊前、播磨、備前。

二 既往の研究と想定地

一般に国府の所在を示す文献はきわめて少なく、全国的にこれを示すものとしては、『和名抄』国郡部に国府所在郡が記され、『伊呂波字類抄』・『拾芥抄』もほぼ同様であることが知られるのみである。

しかし、山城は都城の所在国であつた関係か、国府の所在、移転などを記した文献が若干残っている。一般的东西のものも含めて列挙すれば、次の如くである。

A 〔律書殘篇〕

山代国。郡八。郷九十。里百八十四。去京行程半日。守。介。大少目。五位以下六位以上也。

B 〔日本紀略〕前編十三、桓武天皇

延暦十六年八月戊寅（二五日）、遷_ニ山城國治於長岡京南、以_ニ萬野郡地勢狹隘_一也。

C 〔三代実録〕卷五、清和天皇

貞観三年六月七日庚戌、山城國奏言、河陽離宮、久不_ニ行幸、稍致_ニ破壊、請為_ニ国司行_レ政処、但不_レ廢_ニ旧宮、行幸之日、將_レ加_ニ掃除、許_レ之。

D 〔和名抄〕卷五、国郡部

山城国。源朝臣為_レ守之時、奏明以_ニ河陽離宮、為_ニ国府。

E 〔朝野群載〕太政官符 山城国司

応請領離宮院事

雜舎六宇 五間瓦葺殿一字 六間殿一字 十間屋一字 三間棧一字

右左大臣宣、奉勅、件離宮雜舎、彼国請領者、国宣承知、依宣行之、仍須隨破損加修理、載官舎帳言上、符到奉行。

延喜八年十一月十一日

F 〔伊呂波字類抄〕

山城国。管八郡。乙訓府。

G 〔拾芥抄〕

山城。上。八郡。乙訓府。

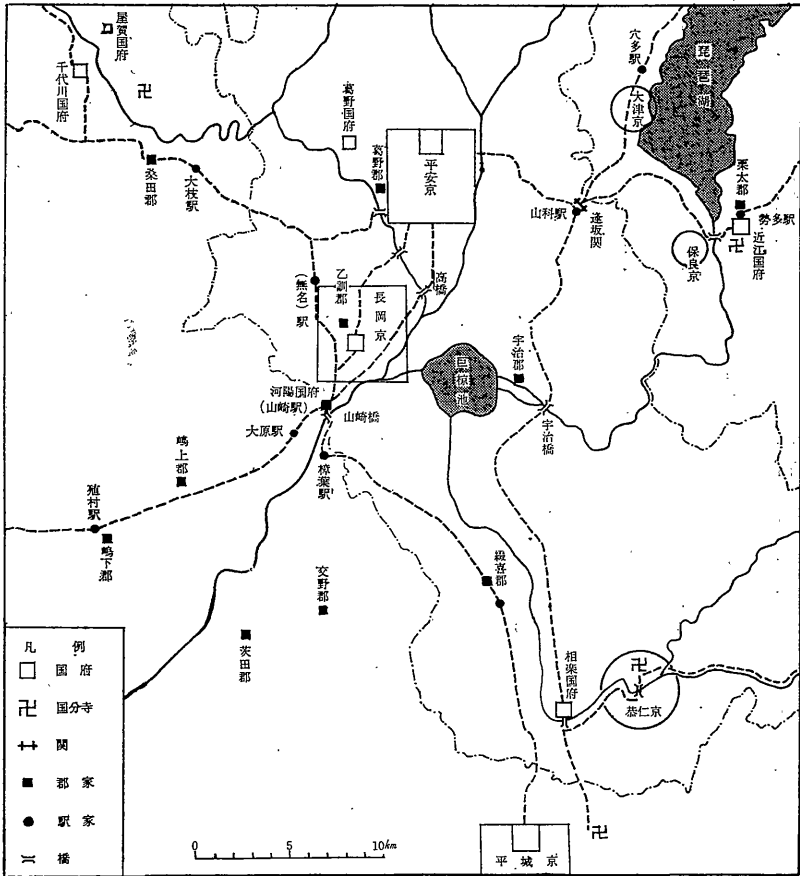
以上によつて明らかにされる山城国府の所在と移転は、まず史料Bによる、延暦一六(七九七)年の葛野郡から長岡京南への移転と、史料Cによる、貞観三(八六一)年の、おそらくは長岡京南から移転しての河陽離宮の国府転用とである。なお、史料Aは、同史料の編纂期とされる天平九(七三七)年頃には、山城国府が平城京より半日の行程にあたる山城南部のどこかにあつたことがうかがわれるので、一応、山城南部(相楽郡に求める説が一般である)、葛野郡、長岡京南、河陽(乙訓郡山崎)の四所を移転したと考えられるのである。そこで、この論文ではそれぞれ 1 相楽国府、2 葛野国府、3 長岡国府、4 河陽国府と仮称することにしているが、これらの所在については次のような諸説が行われている。

1 相楽国府についての既往の研究

吉田東伍氏はその著『大日本地名辞書』(以下『地名辞書』と略称する。)に、「山代の分国の初には国府相楽郡なりしならん。」と記すのみで、その根拠を特に明らかにしてはいない。

角田文衛氏はその編者『国分寺の研究』「山背国分寺」において、Aの史料をあげて、南山城の地に国府が位

第1図 古代山城国概要図



置すべきことを述べ、南山城地方の文化中心地であり、交通路からみて、それは相楽郡であること。しかして、相楽郡の地勢をみる時に、泉河(木津川)に臨んで、泉橋のかけられた交通の要地である、上粕の新在家付近が、国府の所在地と推定されることを記している。

山井喜太郎氏は『史迹と美術』(二二四号)所載の「恭仁京及び恭仁大宮の趾について」において、木津の地を恭仁京ならびに山背国府の地にあて

て、式内岡田国神社の国は地名であつて、国府の所在を示すものであるとしている。

2 葛野国府についての既往の研究

吉田東伍氏は、史料Bをひいて、「……按に本国遷都に就きて国治も移されし者の如し。其府址は国郡沿革考に今京極村大字郡府址にあたり、遷都後右京接近せる故に乙訓郡に移すとあれど、郡は郡家の地にて国府は別に太秦に在りけん、市河の字太秦に存す。市河は諸国々府の市の辺には多く其名あり、以て推断すべき歟。市河は太秦の小字なり、市河神鎮座す。」と述べている。

角田文衛氏は、国府と郡家は同一地点に存したであろうとの前提に立つが、葛野郡家の所在については、通説の「郡」は桂川に臨む低地で、洪水に侵されやすく、また貞観一三（八七二）年の太政官符によれば、この地は百姓の葬送及び放牧地であてられているので、少なくとも平安朝初期には集落の存在は考えられないとして、当然それは葛野郡の中心地である太秦であつた筈であるとしている。

近年、山田弘通氏は地名にもとづいて、大覚寺と広沢池にはさまれる地を国府址に想定し、この北の朝原山にかかる「長刀坂」は「庁頭坂」から、広沢池の西側にある「稚児ノ森」は「庁後ノ森」から、それぞれ転じたもので、また歌枕として有名な「千代の古道」は「庁の古道」であろうとしている。「朝原山」も「庁原」であろうとするが、宝龜七（七七六）年に「朝原忌寸」の姓が出てくるので、既に宝龜七年以前に国府はこの地に移転していたものであろうとしている。また、この地に存する新宮と呼ばれる神社址は、『日本後紀』延暦二三（八〇四）年二月庚戌の条に、「運_ニ収大和国石上社器仗於山城国葛野郡。」とある場所と伝えられるので、これも移転した後の国府跡を利用したものと考えている。

3 長岡国府についての既往の研究

吉田東伍氏⁽⁹⁾は、「山背国府は初め葛野郡太秦に在り、延暦一六年長岡に移す、府址詳ならざるも其方位大略弁ずべし。」とあるが、要領を得ない。

角田文衛氏⁽⁶⁾は、葛野郡が地勢狹隘であつても、別に執務に不便を感じないであろうし、かえつて都に近い方が種々便宜であるのに、何故に国府を長岡京の南へ遷さねばならなかつたか理解できないとしているが、その所在地については旧神足村の古市か、旧乙訓村の今里の地が考えられるとしている。

また、山田弘通氏⁽⁷⁾は神足から長岡の地をあげて、「神足」のコウは「国府」で、タリは垂りで湧水地を意味するものと解し、「古市」も「国府市」であろうとする。また「長岡」も長岡京の長岡とは別で、「庁の岡」⁽⁸⁾から転じたものであろうとしている。

筆者もまた別の観点から、神足を国府址として想定する説を発表したが、後章に再述したい。

4 河陽国府についての既往の研究

河陽の地が現在の大山崎にあたることは論をまたない。河陽離宮すなわち後の山城国府は、現在の離宮八幡宮の地であるとするのは諸書すべて一致している。

古く、『山城志』に「離宮趾、山崎八幡神祠之地。」と記し、吉田東伍氏⁽⁸⁾も「河陽離宮址は今の離宮八幡宮（一云大山崎八幡宮）の地即是なり。」と述べている。

西田直二郎氏⁽⁹⁾の考定は詳細で、貞観八（八六六）年に定められた相応寺の四至が、「東至橋道、南至河崖、西至作山、北至大路。」とあり、その橋道がいわゆる山崎橋に至る道であること、一方、仲雄王の「河陽橋」と題す

る詩に、「別館雲林相映出、門南脩路有河橋、……」とあって、離宮の門の南に河陽橋（すなわち山崎橋）に通ずる道路があることにより、この二者の道路は同一のものであることを示した。しかして、現在八幡宮の境内にある「かしき石」と呼ばれる礎石が、旧には社前にあつて、これが相応寺の心礎と考えられるものであることにより、現在の離宮八幡宮の境内が、河陽離宮の旧址であると断定するものである。

吉川一郎氏は、山崎橋の位置について、承和八（八四一）年から嘉祥三（八五〇）年にかけて三回の被害があり、架けかえられたことを重視し、弘仁（八一〇〜二二）の頃に詠まれた仲雄王の詩に示される離宮前の橋道と、貞観八（八六六）年の相応寺の四至の橋道とは別位置であり、嘉祥の造橋によつて上流に移動したものとしている。これら二橋の具体的な位置は明らかにしていないが、近世まで残っていた相応寺の小堂が、新堂と呼ばれて八幡宮前の川岸に通ずる道路の東側にあり、旧位置はその東南にあつたとされることから、相応寺の原位置を現在の河川敷地に求めているようである。「かしき石」が「河敷石」の意であるとすれば、原位置より大きく移動していることを予想している。なお、離宮の位置については、西田氏と同様に離宮八幡宮域を想定している。

以上によつて、一般に示される国府所在一覧では、吉川弘文館編集部編『歴史手帖』（一九六八年版）では、1 相楽郡山城町、2 京都市右京区、3 乙訓郡長岡町、4 乙訓郡大山崎村の四所をあげて変遷の順序を示し、その1と3には？を付している。藤岡謙二郎氏編『日本歴史地理ハンドブック』でも同様である。一方、地方史研究協議会編『地方史研究必携』では単に「京都市」と記すのみで、きわめてあいまいであるが、葛野国府を意味するものであろう。

- (1) 同書「葛野国府址」の項。
- (2) 同前。
- (3) 角田文衛「山背国分寺」(同編『国分寺の研究』上巻)。
- (4) 山田弘通「地名からみた国府」(『地名学研究』第九号)。
- (5) 『地名辞書』「長岡国府址」の項。
- (6) 前掲註(3)。
- (7) 山田弘通「続々地名から見た国府」(『地名学研究』第一九・二〇合併号)。
- (8) 『地名辞書』「河陽」の項。
- (9) 西田直二郎「河陽官址」(『京都府史蹟勝地調査会報告』第二冊、「京都史蹟の研究」所収)。
- (10) 『三代実録』貞観八年一〇月二〇日記。
- (11) 『文華集麗集』所収。
- (12) 梅原末治「離宮八幡社境内ノ礎石」(『京都府史蹟勝地調査会報告』第一冊)。
- (13) 吉川一郎「大山崎史叢考」。

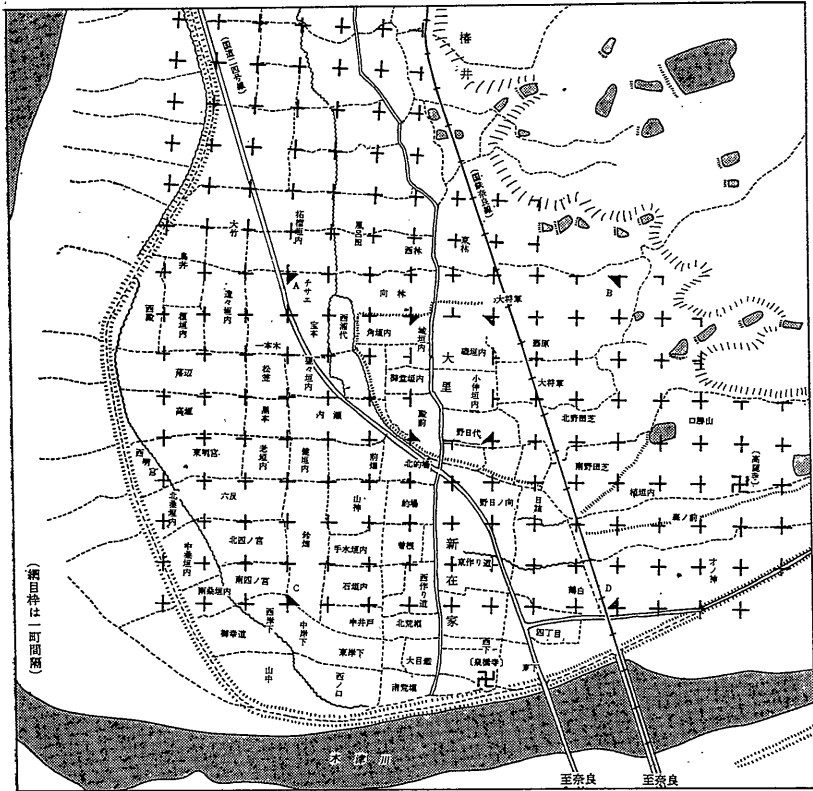
三 各想定地の検討

前節に紹介した既往の研究は、大略の位置を想定するもので、その四至、規模などについては全く言及されていない。しかるに、近年における諸国府址の実証的研究調査の結果は、国庁址のみならず、庁域の平面形をも明確にすることを可能にしている。筆者は山城国府についての諸先学の既往の研究の上に、近年における研究の成果を採入れて、上記の各想定地について検討を加えてみたい。

1 相楽国府址の考察(第二図参照)

相楽国府の存在とその所在については筆者の見解は、ほぼ角田文衛氏の説に従うものであるが、なお二・三の

第2図 相楽国府想定地



検討を加えてみたい。

まず、史料Aに示される半日の行程については、必ずしも相楽国府の存在を肯定する史料とはならない。すなわち、平安時代に平安京よりの行程を記した『和名抄』によれば、高市郡にある大和国府までが一日であることに比較すれば、平城京より半日の行程は葛野まで延長することも、あながち無理ではないからである。

しかし、一般的にみて国府の所在地は、国内の中央よりは都に近い側に偏して存在することは、浅香幸雄^(し)氏の考察

に認められるところで、山背の場合、奈良時代には南部に偏していたことが当然考えられるところである。

とすれば、水陸の交通を重視する国府の立地条件よりみて、河川交通の便を有し、泉橋を通る陸路の通過地である現在の山城町が最も適当である。対岸の木津もまた同様の交通要地であるが、南面⁽²⁾する地形と、二面を川に限られる点⁽³⁾において、山城町の方がより適当と思われる。

また、天平一八(七四六)年、廃された恭仁京の大極殿が山背国分寺に施入されたことは、単なる既存施設の利用というだけではなく、その位置が山背国府に近いということが、より有力な理由となつたのではあるまいか。国分寺はその機能上、国府に接近することを必要とし、諸国の例を見ても、これらが遠く隔たる例はきわめて少なく、また既存の寺院をこれにあててゐる場合も、できるだけ近接の寺院を利用したことが知られていることから、十分に考えられることである。

更に筆者は、高麗廃寺の存在に注目したい。高麗廃寺は、国鉄奈良線上狛鹿の東方約五〇〇メートルの木津川北岸の河岸段丘上にその遺址をとどめており、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』(第一九冊)所収の「高麗寺址の調査」によれば、金堂を西に塔を東に配する、いわゆる法起寺式伽藍配置をとり、飛鳥時代の創建で石築基壇の塔が築かれ、奈良前期(いわゆる白鳳期)にその規模を大きくして、現在その遺跡に見られる伽藍配置の諸建築が新たに営まれたとするものである。この寺は『日本霊異記』に、天平年中山背国相楽郡に高麗寺があつて、榮常という僧がいたことを記している。この寺は、『日本霊異記』に、天平年中山背国相楽郡に高麗寺があつて、とと呼ばれる別の寺院址もあるので、必らずしもこの遺跡をそれとするにはあたらないとしている。これらの論はともかくとして、その所在地からして帰化人である狛氏と密接な関係を有するものであらうとすることは諸家の

一致する意見である。

ところで、筆者は前に甲斐国府址について論じたことがあるが、甲斐国府址想定地の東側に、奈良前期の創建に属して法起寺式の伽藍配置を示す寺本廃寺が存在し、国府域と同系統の土地割にのつていることに注目した。これに類する例は、他に河内・和泉・伊豆・陸奥・越前・播磨・備前・讃岐・土佐・大宰府などがあり、国分寺設置以前における地方官寺の存在をうかがわしめるものがある。

天平一三(七四一)年の国分寺設置以前の地方官寺の存在については、天武一四(六八六)年の詔の「諸国每家作仏舎」に起因するとする角田文衛氏のいわゆる国府寺が論じられ、諸史家の多く反論するところとなった。

国府寺の名称はともかくとして、既に国師、後に講師が諸国に派遣されていること、また諸国に命じて金光明経・最勝王経などが読誦・講説されたことなどからみれば、これらのために地方官寺が存在したと考えることは、まず妥当であろう。『日本書紀』に、朱鳥元(六八六)年、大津皇子のことに関連して沙門行心がうつけられた「飛驒国伽藍」などもこれを思わしめるものがある。

高麗寺の場合、飛鳥時代の創建は従来いわれてきたように、帰化人の地方豪族である狛氏の氏寺であったとしても、奈良前期の規模拡大は地方官寺としての転用を意味するものではなからうか。

さて、国府としての規模や平面形はこの場合、どのように考えることができるであろうか。

泉橋の重要性と、国府との関係の必然性を角田氏は強調し、その橋北畔の新在家集落付近を国府址に想定しているが、ここではさらに、集落の中央を通る旧奈良街道に注目したい。この道路は若干の屈曲はあるが、周辺の土地割と同方位をとり、ほぼ南北にはしっている。道路の両側に小字「東作り道」・「西作り道」があり、この道

路が低地に作り道として敷設された古代の主要道であることがうかがわれる。

国府域内を官道が通過することは、周防・近江などの例によつて既に知られており、また筆者もこの点から数カ国の国府址について考定するところがあつた。⁽¹⁸⁾

当然、ここではこの作り道を中軸の朱雀路として国府址を想定すべきであらう。しかし、新在家集落は旧奈良街道を中軸に約四町四方域にあるが、これのみでは国府域としてはやや狭小で、また地形的にも低地面にあつて洪水の被害も受けやすいと思われ、必ずしも最適の位置とは考え難い。この北方の台地上にのる大里集落は、中世にいわゆる環濠集落を形成したことで知られるが、むしろ国府の中心はここに求むべきではなからうか。廃された国庁周囲の環濠が後世に利用されたと考えることも可能であらう。台地面は不整形ではあるが、諸国の例にみられる方二〜三町程度の国庁域をのせるには十分の広さがある。台地面の土地割は中世の改変を受けた筈であるが、ほぼ東西南北の方格状土地割の痕跡をとどめている。遺物は特に明らかでないが、北東部の小字「大將軍」にある上狛小学校の校庭の一隅にある数個の礎石様の巨石の存在が注目される。

周辺一帯には一町間隔の方格状土地割が認められるが、想定国庁址の北方の小字「向林」が低地となり、その北縁から北では、土地割の方位が若干異なるので、この線A・Bを北辺とし、方格状地割の南限C・Dを南辺とする、南北八町の間が国府域として考えられよう。東西は旧奈良街道をほぼ中軸とする八町が考えられる。この場合、ほぼ想定府域の東北隅に近く、「大將軍」、西南隅に近く「四ノ宮」の字名が認められ、四境鎮護の諸神の配祀⁽²⁰⁾がうかがわれる。泉橋寺は想定府域外に、朱雀路の東側に位置することになる。また南辺より三町、北辺より五町目の土地割線の延長上に、高麗廃寺の金堂と塔が位置していることは、全くの偶然とは考えられない。

想定府域内を一巡した限りで、小字「鶴白」・「中井戸」・「内瀬」などで、多量の土師器・須恵器等の破片の地表散布を認めた。また、想定府域外ではあるが、高麗廢寺の西北に接する小字「口勝山」地内に、土器片の他に布目瓦片の散布を見た。窯跡と考えることもできようが、地形的には開けた台地上にあつて、方格状土地割がうかがわれるので、何らかの建物の遺構と考えたい。

地名では、大里集落内に俗称「御堂垣内」・「殿前」・「小仲小路」などがあるが、特に古代を思わしめるものはない。また大里と新在家兩集落の中間にある「的場」も、一般に中世的地名と考えられるが、諸国府址には多く認められる地名である。

- (1) 浅香幸雄「国府の位置と相模国府の三遷」(『地域の変貌——歴史地理学紀要』第二号)。
- (2) 国庁は都城と同様に南面するものが多い。近江の場合、方八町の府域は南高北低の地形を示すのに対し、国庁はその南寄り高所にあつて、その前域は狭いにもかかわらず南面している。これは、地形上やむをえず立地したものと思われ、原則的には府域の北寄りにあつて南面する筈である。ただし国庁域が府域西辺に位置して東面するのではないかと思われる地形もあるが、国庁の遺構が明らかにされていないので明確ではない。国庁域が東辺にあつて西面すると思われる地形はほとんどない。
- (3) 国府の周辺の一部に、河川を巡らす例は多い。防禦と河川交通の便を考慮したものであろう。前掲、藤岡「都市と交通路の歴史地理学的研究」三〇―三一ページ、讚岐国府、土佐国府の項、参照。
- (4) 田中重久「高麗寺創立の研究」(『考古学』第九卷第六号)。
- (5) 前掲、木下「国府跡研究の諸問題——甲斐国府跡をめぐって——」。
- (6) 奈良前期・法起寺式の衣縫廢寺が国府域内(?)・東部。
- (7) 奈良前期・伽藍配置不明の和泉寺址が国府域外南側、ただし異方位。
- (8) 奈良前期・伽藍配置不明の塔ノ森廢寺が国府域外東側。奈良前期・薬師寺式の市が原廢寺が国府域外東南方。
- (9) 奈良後期(?)・法起寺式が多賀城廢寺が多賀城域外南側。
- (10) 奈良前期・伽藍配置不明の深草廢寺が国府域外西側。

- (11) 奈良前期・伽藍配置不明の市之郷廢寺が国府域外東南方。
- (12) 奈良前期・伽藍配置不明の成光寺址が国府域外東側。
- (13) 奈良前期・法起寺式(?)の開法寺址が国府域内西南部。
- (14) 奈良前期・四天王寺式(?)の比江廢寺が国府域外東北部。
- (15) 奈良前期・法起寺式の觀世音寺が大宰府域内東北部。
- (16) 角田文衛「国分寺の設置」(『国分寺の研究』上巻)。
- (17) 井上薫「奈良朝仏教史の研究」(『天武朝国分寺創建説の吟味』参照)。
- (18) 前掲、木下「古代集落と交通路」。
- (19) 前掲、木下「国府と糸里との関係について」参照。
- (20) 米倉二郎「近江国府の位置に就いて」(『考古学』第六卷第八号)によれば、近江においては国府域のほぼ四隅に神社が配祀されている。周防国府の場合、十王堂が、丹波の場合、大將軍の配祀がこれに類している。

2 葛野国府址の考察(第三・四図参照)

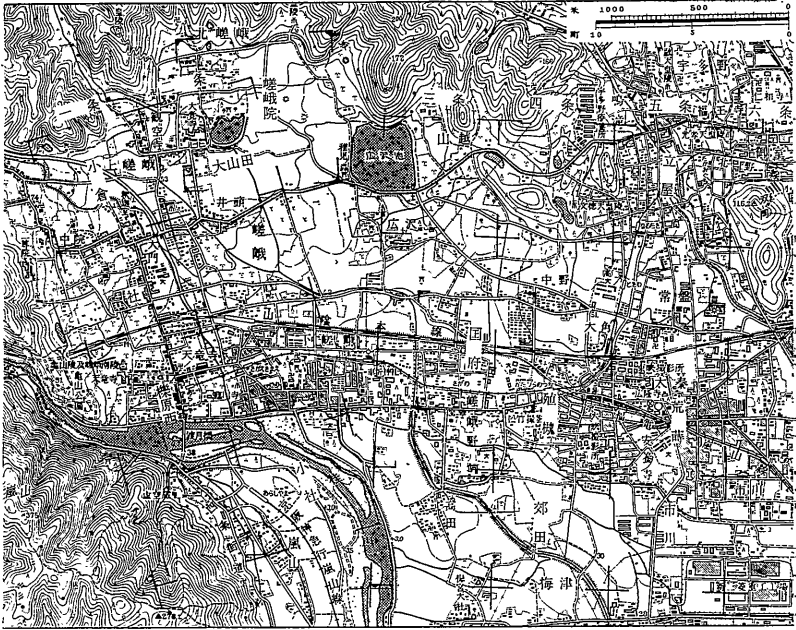
さて、葛野の地もまた帰化人で農業と養蚕の先進的技術によつて勢力を拡大した秦氏の本拠地であり、太秦の広隆寺や広く一帯に残る古墳群にその跡をとどめているが、平安京が葛野に建設されたことも、彼等の財力によるところが大きかったとする解釈は、広く認められるところである。

延暦三(七八四)年、都が平城より長岡に移されると、相楽の地では山城国治をとるには不便となるので、これを期にして国府が葛野に移されたものと考えることができよう。

さて、葛野国府の位置については、前述したように、太秦説、北嵯峨説があるが、若干の批判を加えつつ筆者の見解を述べてみたい。

太秦は広隆寺などの所在からみて、まさに葛野郡内の中心地であることは間違いないが、吉田氏が国府所在の

第3図 葛野郡条里復原図(部分)



直接的根拠としたのは「市川」の地名のみである。『三代実録』には貞観一三(八七一)年四月三日の条に、「山城国市河神」に従五位下が授位されたことを記しており、また仁和三(八八七)年の『広隆寺資財帳』に「五条市川里」があり、その坪付が記されている。市川神社は広隆寺の南四〇〇メートル余の太秦稻ガ本町にあり、葛野郡条里の復原によれば、五条にあたつていたので、この付近が市川里であろう。広隆寺はその寺地が五条荒蒔里に存することは、すでに明らかなので、市川里はその南側に続く里となり、坪付も現在の町名に合致するものが認められる。

市川の地名は例えば、下総国府址が千葉県市川市にあるように、国府との関係がうかがわれるが、これのみを根拠とするには不足であろう。条里の里名としての市川は、葛野郡条里の施行

当時から存在したとするのが自然で、その年代は明らかでないが、国府が相楽郡から移転する以前であることは明白である。また市河神が葛野国府廃止後七四年の後に授位されていることも、特に国府との関係を考える必要はないと思われ、むしろ秦氏や広隆寺などに関係が深いものと考えるべきであろう。

市川里の坪付を復原すれば、その西南隅にあたる二五・三五・三六の各坪は、資財帳に坪名が記載されてなく、地形図や空中写真の読図によれば、旧河道跡とみられる地形を示しており、隣接の二四坪の「川所」の字名もこれを裏書しているようである。この旧河道は西方の桂川につながるもので、これを市川の名で呼んだものではないか。

さて、一般に諸国々府の設置場所を見るときに、国府が方六町内至方八町の府域をとり、小条坊制的な都市計画を施行する関係上、できるかぎり既存の施設を避けて立地したと考えられるものが多い。この地の場合、前述の河道を避けて、広隆寺域を含まないとすると、その余地はやや狭い感がある。また付近一帯の地は殆んどが広隆寺の寺領に含まれていて、地名にも特に国府に関係があると思われるものを認めない。

角田氏も太秦に国府を想定するものであるが、氏の論に、国府と郡家は同所にあるべきであるとするが、一般に国府とその所在郡の郡家は必ずしも同所とは限らないし、また同地域に所在する場合も、やや間を置いて別置されることが多いことを、近年の研究は明らかにしている。また氏は葛野郡家をも太秦に想定するものであるが、ことさらに「郡」の地名を無視するにあたらぬし、足利健亮氏の詳細な考定も「郡」の地に葛野郡家をおいている。

北嵯峨については、地名にもとづく山田氏の所説もさることながら、他にも興味ある事実がうかがわれる。

すなわち、葛野郡条里は西より始まり、その一、二条は北約一五度西の方位をとり、三条以东の条はほぼ正南北方位をとるので、二条と三条の間には、北に広く南に狭い楔状の余地が存在することになる。これは大覚寺の東方、広沢池に至る間であるが、山田氏の国府想定地はまさしくこの地にあたっている。この地の土地割を仔細に検討すると、上述の二種の条里土地割とも幾分異なる方格状土地割を認めることができる。この土地割は二条に属する大覚寺地までを含んでいて、およそ方八町余にわたる地域を占めていて、国府を置くに適わしい広さを有している。

大覚寺は貞観一八(八七〇)年の創始⁽⁵⁾で、その寺地は「葛野郡二条大山田地三十六町」とされるので、六町四方の一里を占めていたと考えられるが、周辺の土地割は前述したように、一、二条のそれとは一致せず、条里に属しない上記の地と同系のものである。大覚寺の前身である嵯峨院の四至は、大覚寺のそれより広く、大覚寺の草創の際に上記の寺地が定められ、余地は公地とされているので、前述の地は嵯峨院によって占められていたと考えられよう。嵯峨院の史上初の初見は弘仁五(八一四)年〔日本後紀〕、嵯峨別館として弘仁七(八一六)年〔類聚国史〕、嵯峨庄が弘仁一四(八二三)年〔日本紀略〕であるので、これらを以て葛野国府の跡地を利用したものと考えることもできよう。

ただ、ここを葛野国府の故地とした場合、諸国府立地の一般例に比して、交通輸送上の適地とは考え難い点の問題となる。三方を山に囲まれ、南に開けた台地は、山荘としては好適の地であるが、やや閉鎖的な感じの地形で、特に国府の機能として重要と考えられる河川水運とのつながりを認めるのに困難である。筆者はこの地の土地割に若干の未練を残しつつ、一応別地を考慮したい。

第4圖 葛野国府想定地



別に筆者が注目したのは、ほぼ大字嵯峨野に属する方六町(第三図A・B・C・D)の地域である。すなわち、有栖川を西限とし、これより六町東にあつて、仲野親王高皇墓のすぐ西側を南北に通る道を東限とし、また南限は三条通にし、北限はほぼ下立売通にあつた

るものである。有栖川は嵯峨と嵯峨野の大字界を作るが、直線的で人工的な流路を示している。また下立売通も同様の大字界の一部をなしている。一方、葛野郡条里の三条の西辺は有栖川の西二町を通り、里の界線もこの域内を通ることになるので、方六町域は条里の一里に当るものではない。

しかし、この方六町が明瞭な区域を作ることは、更にその四隅にそれぞれ神社が配祀され则认为されることとがあげられる。すなわち、西北隅にあつて阿刀神社が、西南隅に齋宮神社、東北隅には現在社地は存在しないが宮ノ前町の地名にそれをうかがわせ、東南隅は御所ノ内町で松竹映画撮影所の構内に小祠を祀っている。この御所ノ内の地名も注目にあたいる。阿刀神社は貞観八（八六六）年に従五位下を授けられたと伝えられる式内小社であるが、阿刀氏の祖神を祀る氏神といわれる。齋宮神社はその名のとおり、齋宮被禊の地とするものである。いずれも特に国府に関係の深い神社ではないが、阿刀神社の旧地は西北約六五〇メートルの嵯峨新宮町にあつたと伝えられるので、国府設置に際して遷座したものであるまいか。

方六町域のほぼ中央にあたる地点に、幸永弁財天と称する小祠があり、さらにその南一五〇メートルの所にも神ノ木弁財天と称する社がある。しかし、この両社を軸にして東西一町半、南北三町の地が一区画をつくり、神ノ木町と呼ばれる。これらの社の由来については、急速に市街地化してしまつたこの地域の住民に、何等聞くことを得なかつたが、「神ノ木」も「幸永」も、それぞれ「国府」に通ずる音を有することから、その転訛を思うこともあながち無理ではあるまい。この地域を国府址に想定することは、方六町域のほぼ中央にあつて三条通に面することから考えて、妥当な位置であろう。方六町域の北部約三分の一は、東に広く高い台地になつてゐるが、ほぼ一町間隔の土地割線が明瞭である。

河川水運については、地域の南に続く秋街道町の大きく湾入したような低地に注目したい。これは前述した市川の旧河道につながるもので、現在のこの部分を西高瀬川が通じている。この湾入低地は周防国府における「船所」と呼ばれる舟入を思わしめるものがある。

ところで、以上に述べた地域一帯には、特に国府の存在を思わしめる遺物は見当たらない。全く市街地となっている低地はもちろん、段丘面も現在住宅地化して、その変改はげしいので、調査は困難であるが、もともと葛野国府の存続期間は十数年に過ぎないと思われるので、遺物の残存もきわめて少ないのであろう。

(1) 福山敏男「山城国葛野郡の条里について」(『歴史地理』第七一巻四号)

官本教「山城国葛野郡班田図について」(『続日本紀研究』第六卷第三・四号)

(2) 『三代実録』貞観一三年四月三日の条。

(3) 藤岡謙二郎『日本歴史地理序説』「古代の政治地域と国府、郡家と関所——美濃国の場合——」

(4) 前掲、足利「律令時代における郡家の歴史地理学的研究——遺址の探究と復原の試み——」

(5) 『三代実録』貞観一八年二月二五日条。

(6) 『三代実録』元慶五年八月二三日条。

(7) 街道は三条通などを意味するものではなく、おそらくは埴内(カイト)の転訛であろう。

(8) 周防国府址の東南部に、舟入の跡が窪地となって残っている。

3 長岡国府址の考察

長岡国府については、諸説いずれも長岡町神足付近に想定しており、筆者もまた同地に考定する説を、『社会科学』(二ノ一)に「古代集落と交通路」なる論文に発表した。論旨に変わるところはないので、ここでは概要を記すにとどめたい。

史料Bの長岡京南は、宮南の意と解して、京域内にある神足の台地上にこれを求めた。台地上を一直線に南北に通じている西国街道を中軸とする方八町の地域で、その全域が台地上にのり、方格状の土地割を示すこと、その東限がほぼ段丘崖線にあたり、崖下を小畑川が巡っていること、地域内の字名に、「堂ガ藪」、「城ノ上」、「若宮」、「馬場」などがあり、東の域外に接して「古市」があることなどに注目した。河陽への移転は、水陸交通の要地として、山崎が繁栄するに従って行なわれたのであろうとした。

4 河陽国府址の考察（第五図参照）

畿内における最大、最重要河川である淀川が、山城盆地と大阪平野とを分つ地峡部を通過する地点にあたる山崎と水無瀬とは、対岸の八幡、橋本、楠葉などと対向集落をつくるものであるが、上流の山城盆地南西部と下流の大阪平野北部とが、共に広大な低湿地を形成していることから、ここ以外に通過地や渡河点がなく、古くから交通の要地となっていたことは当然である。

楠葉は継体元年に「樟葉宮⁽¹⁾」として既にあらわれ、山崎も『日本書紀』に白雉四（六五三）年、「天皇（孝徳）恨欲⁽²⁾捨⁽³⁾於⁽⁴⁾国位、令⁽⁵⁾造⁽⁶⁾宮於⁽⁷⁾山崎。」として史上に初めてあらわれる。神龜年間（七二四〜八）には、行基によって山崎橋が架けられ、また宝積寺の前身である山崎院も開基されたと伝えられている。また和銅四（七一）年に楠葉⁽⁸⁾駅がおかれているが、これはその位置よりみて、平城京から出て山崎の地峡部で淀川を渡って、丹波に至る山陰道の一駅であったと考えられる。

山崎関の設置年代は明らかでないが、『文華秀麗集』に所載の嵯峨天皇御製の「故関聽鷄」と、これに和した二首や、藤原冬嗣の「故関柳」など、何れも山崎で詠ったもので、同集が弘仁九（八一八）年以前の編とされるの

で、当時は既に関が廃されていたことがわかる。しかし、以後も度々の政変、争乱には同地に兵を配し、警固使を置いたことが記されているので、臨時の関としての機能は果していたのであろう。

関の位置は、現在の京都・大阪の府界に残る小祠、関大明神の地とされているが、この西方、水無瀬川にかかる一帯に存在したものであろう。関の廃止後も、この地は関戸院として残され、一〇世紀末から一一世紀にかけて、諸貴族の旅の途次の宿泊地として利用された記録は多い。

山崎駅が何時設けられたかも明らかでないが、史上初見は弘仁二(八一二)年、嵯峨天皇が水生野に遊猟し、山崎駅に御すとあることであるが、既に延暦四(七八五)年、造長岡京長官であった藤原種継暗殺に際して、その下山人二人は山崎橋畔に斬られ、またその首謀者とされた早良太子が、淡路配流の途次、山崎で死去したとあり、当時、山崎が一駅をなしていたことが考えられる。

弘仁四(八一三)年、嵯峨天皇は山崎駅を行宮としたが、摂津水成野や河内交野の遊猟に便であったからであろう。この時、津頭に火を発して三一軒を焼いたといひ、また既に大同元(八〇六)年に左右京、難波と共に山崎に酒家のあることが記されているので、相当の市街地を形成していたことがうかがわれる。

弘仁五(八一四)年には山崎離宮と記されているが、弘仁一〇(八一九)年以降は河陽離宮の語が用いられている。川岸では北を陽とするので、淀川の北岸にある山崎をこのように呼んだものであろう。以来、承和一二(八四五)年に至る間、史書にもよくあらわれ、『凌雲集』・『文華秀麗集』などに、河陽を詠んだ詩が多く作られている。

貞観三(八六一)年に至って、史料Cにあるように「久不行幸、稍致破壊」という状態になって、これが國

庁として転用されることになるのであるが、「但不_レ廢_二旧官名_一」として、一応離宮としての機能は保存されたが、延喜八(九〇八)年、山城国が請領し官舎帳に記載したという史料Eの記事は、離宮としての終末を示すものである。

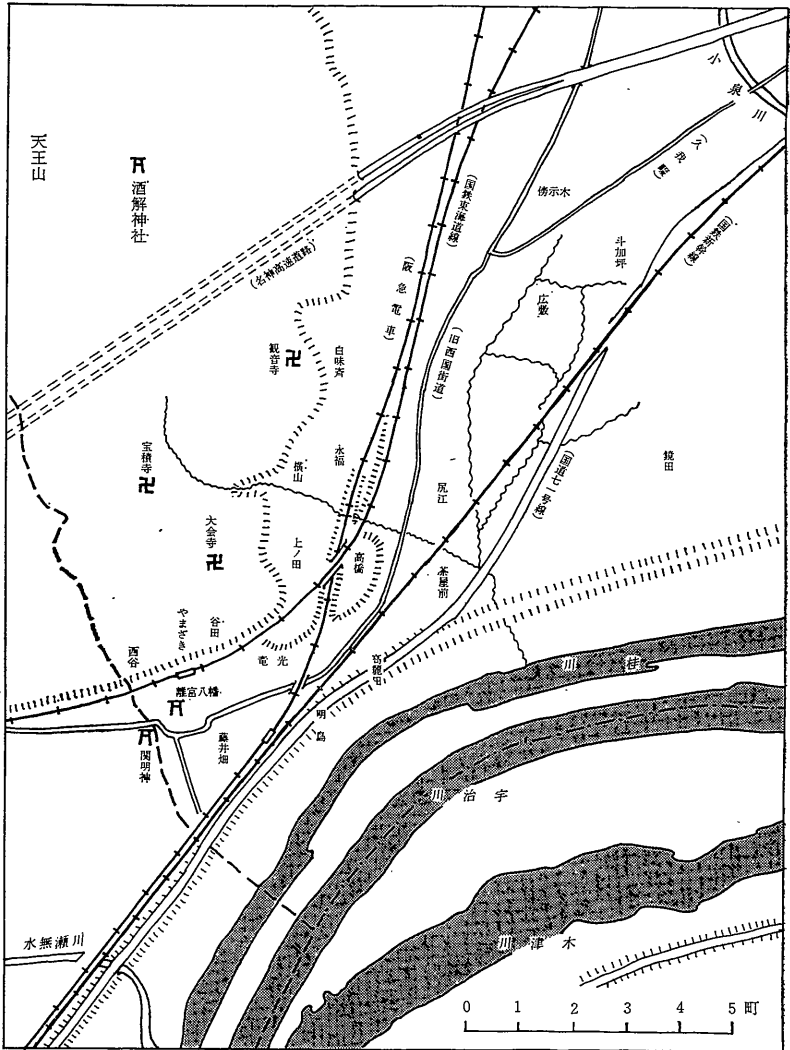
尚、仁和年中(八八五、八)に菅原道真が詠んだ「致_二河陽駅_一、有感而泣_三」の河陽駅や、「延喜式」に所載の山崎駅はもちろん、国庁と駅とが兼用されたものであろう。

その位置については、前述したように、諸書すべて現在の離宮八幡宮の地をあてているが、筆者は若干これについて考察を加えてみたい。

現在の離宮八幡宮域は、国鉄東海道線の鉄道敷設のため、その宮域を狭められたとされるが、鉄道用地を含め、その背後の山麓に至る間は狭少にすぎない感がある。またその門前を山陽道の駅路が通過していた筈で、近くに存在していた相応寺は「元是漁商比屋之地」⁽¹⁰⁾、「累代商賈之塵逐_二魚塩利_一之処」⁽¹¹⁾にあり、このような処に離宮を考えるには、あまりにも俗塵に近い感がある。また史料Eに見られる殿舎中に、「五間瓦葺殿一宇」があるが、離宮としての最盛時には、豪壮な瓦葺の殿宇があつたものと考えられる。山陽道の備後、安芸、周防、長門などの駅館は、蕃客に備えて瓦葺粉壁にすることがあげられており、特に山城については述べられていないが、駅館に離宮を兼ねる山崎の場合は当然、それ以上の殿舎が考えられる。

しかし、現在山崎において最も多量に古瓦の出土を見る地域は、まず小字高橋から小字上ノ田にわたつての段丘上であり、多量の土師器・須恵器を伴っている。ここは現在、その中央を国鉄東海道線と、更にその下をくぐって交叉する阪急電車の路線によって深く切られているが、全体を通じて東西約二町、南北約二町、西方が山

第5圖 河陽国府想定地



脚にかかり、三方に開けて突出した形勝の地である。古瓦は奈良前期から平安期にかけてのものがあり、古建築の存在をうかがわせるが、遺構は明らかでない。おそらくは鉄道敷設の際に破壊されたのであろう。

さて、『行基年譜』には、行基六四才の天平三(七三二)年に、山崎院を開いたことを記し、その場所を「乙訓郡山前郷無水河側」ともしている。小字上ノ田の北境を流れる高橋川を無水河とすれば、まさしくこの地に想定されるものである。しかし、既設の古寺を再興したとしなければ奈良前期の古瓦の出土は説明し難い。ただし、『行基年譜』は安元元(一一七五)年に撰されたものであり、一方『続日本紀』には、宝龜四(七七三)年、行基に關係ある寺院の中に、「河内国山崎院」と記されているので疑問が多い。山崎地方における最も形勝のこの地は、白雉年間に孝徳天皇によって、宮地としてまず選地された筈であり、殿舎が営まれたのではあるまいか。しかし、その跡を利用して駅館、離宮が建設されたものと考えたい。『文華秀麗集』に所載の河陽離宮での詩には、「山館」の語をもちい、江上の風景をうたったものが多い。一般の駅址の研究もほとんど行なわれていないが、広島県府中町下岡田遺跡⁽¹⁵⁾は、この地と同様の台地上にあるが、発掘調査を行なった小倉豊文氏は、これを駅館と想定している。

また、高橋の字名こそ山崎橋に因むものではなからうか。『山城名勝志』には、「高橋曰架三放生川二之反橋也。」とあり、吉川氏も天井川となった高橋川にかかる西国街道の橋が、文字通り高橋となったことによると解している。延暦六(七八七)年、桓武天皇が高橋津に幸し、藤原継繩の第を過ぎた⁽¹⁴⁾ことが記され、また同一(七九二)年にも高橋津に幸し石作丘に遊獵⁽¹⁵⁾したことが記されている。この高橋を山崎にあてる考えもあるようであるが、これは明らかに別地で、桂川をやや上った現在の上久我の地にあつて、平安京の羅城門から南にはしる、いわゆる

る「鳥羽の作り道」と、乙訓郡を東北から西南に、久我から山崎まで直線に通じている「久我駱」とをつないで、桂川の渡橋地点にあたり、条里の里名にも「十条高橋里」とあるのがこれである。また石作丘はこの地の西方にあたる大原野にある。この橋は山崎橋と同様に重要であり、その規模も同程度のもではなかつたらうか。このように大河にかかる主要橋を高橋と呼んだもので、水無川の天井川にかけられた小橋とは考え難い。

このように考える時に、前述の台地をめぐる西国街道は、ほぼ旧の山陽道を踏襲するものと思われるが、ここで大きく屈曲しており、河道に最も近づくとその屈曲点こそ、架橋点として最も好適と思われるからである。

すなわち、吉川氏は嘉祥の造橋によつて、架橋位置は下流から上流に移転したとしているが、高橋に離宮があつたとし、相応寺はより下流にあつたとすれば、橋の位置は上流から下流に移つたことになる。

離宮八幡宮は、後世における油神人の活躍によつて著名となつたにもかかわらず、その創建については明らかにされていない面が多い。いささか付会になるかとも思われるが、諸国々府ではその近くに、国府八幡といわれて、八幡社を祀るものも多い。国府八幡に相当する社として、離宮八幡と称されたものではなからうか。吉川氏は建仁二(一一〇二)年、『明月記』に藤原定家の記した「二社」の辻祭について、酒解神社や八幡宮とは限らず、現在小祠として残る春日社であつたかも知れないと述べていられるが、その春日社も諸国々府址の付近に多く配祀されているところなので、いっそうその感が深い。隣国の丹波国府址では、その西北方に通ずる古道に沿つて、八幡宮と春日社とが同所に祀られているのである。山崎の「二社」とは、八幡宮と春日社とを考えた方が、自然のように思う。もとより、これらの神社は、正史に特記されるようなものではない。国府に関係深い神社として御霊社もあげられるが、前述の離宮想定地の字「上ノ田」の西南にある小山は、御霊山と呼ばれ、御霊社が祀ら

れていたというが、現在は社祠はない。

山崎付近の地形は明治年間の淀川改修工事により大きく変化している。すなわち、木津・宇治・桂の三川は上流の淀付近で合流していたのを、山崎において合流するように大きく流路を改変したもので、山崎においては従来は一本の河道であったものが、現在見られるように三本になり、全体の河川数も増大したものである。したがって、現在の景観から古代の景観を考定するには、特に低地の場合、多大の注意を必要とするが、山崎の地には前の三国府所在地にみられたような方格状土地割は認められない。乙訓郡条里は吉田敬市氏の復原に詳しいが、南より条を数え、その基点は山崎よりやや北の地にあたっている。

もちろん、山崎は既述してきたように、交通集落として発達したもので、もとより地形的にほとんど平地を持たない山脚と河道に挟まれた狭隘の地である。したがって、他地のように方六町内至方八町程度の府域を営む余地は全くない。しかし、河陽国府の場合、地形的にそれが不可能であったとするよりも、むしろその府域を必要としなかったのではないだろうか。

すなわち、律令制の盛行期には、きわめて多岐にわたる国務を処理するには、多くの施設と人員を必要とし、関係の建築物も多かった。そのためには、方五町内至方八町程度の府域を必要としたものであろう。

しかるに、律令制の衰退に伴なって、国務も縮少し、その執行も形式化してくるに伴って、広大な府域を維持する必要はなくなり、また困難を感じるようになったのではあるまいか。その故に、府域の広い長岡の地を去って、狭いが便利のよい山崎に移転したものと考えられよう。

吉村茂樹氏の研究によれば、延喜年間（九二二）までは、国司制度の所定によつて漸く地方行政が行われたと察

せられるとしているが、既に国司の遙任、権任などが盛んになれば、特に都に近い山城の場合は、その制度の衰退、崩壊は、他国に比して、最も速やかに進行したのではなからうか。この点、史料Eに記される建築物は、より後世の諸国府の建築物に比しても僅少である。けだし、山城の特殊性がうかがわれる。

- (1) 『日本書紀』 継体天皇元年正月甲申条。
- (2) 『続日本紀』 和銅四年正月丁未条。「始置二都亭駅。山背国相楽郡岡田駅。綴喜郡山本駅。河内国交野郡楠葉駅。摂津国嶋上郡大原駅。嶋下郡殖村駅。伊賀国阿閉郡新家駅。」
- (3) 『日本後紀』 弘仁二年閏二月一四日条。
- (4) 『日本紀略』 延暦四年九月二四日条。
- (5) 『日本後紀』 弘仁四年二月一六日条。
- (6) 『日本紀略』 大同元年九月二三日条。
- (7) 『日本紀略』 弘仁五年二月一七日条。
- (8) 『類聚国史』 弘仁一〇年二月二一日条。
- (9) 『菅家文草』 所収。
- (10) 『三代実録』 貞観八年一〇月二〇日条。
- (11) 『三代実録』 貞観九年七月二二日条。
- (12) 『日本後紀』 大同元年五月丁酉条。
- (13) 府中町教育委員会・府中町重要文化財保護協会『府中町下岡田古代建築群遺跡調査報告』(第一集、第二集)。
- (14) 『続日本紀』 延暦六年八月二四日条。
- (15) 『類聚国史』 延暦一一年閏二月一八日条。
- (16) 『地名辞書』 「山崎橋趾」の項。
- (17) 前掲、木下「丹波国府址——亀岡市千代川に想定する——」。
- (18) 吉田敬市「山城乙訓郡の条里」(『紀元二千六百年記念史学論文集』所収)。
- (19) 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』。

四 おわりに

以上、山城国府の所在とその移転のあとをたどり、また律令制盛行期から衰退期への国府の変化についてもみるところがあつた。これによつて、およそ次の諸点が推論されよう。

- 1 都城所在の国府は、都城域外に別置されるが、同郡には置かれず、近からず遠からずの地をえらんでゐる。したがつて、都城の移転に伴つて国府の移転をみるが多い。
- 2 国府は律令制盛行期には、方六町乃至方八町程度の府域内に、小都城的条坊制にもとづく方格状土地割をほどこしているが、律令制衰退期の国府は、国庁の建物を中心とする小区画以外には、特に府域を持たない。
- 3 律令制衰退に伴う国府の機能や形態の変化は、山城においては他国に先んじて行なわれたと思われる。
- 4 『和名抄』記載の国府所在郡は、従来は律令制盛行期の位置を示すものと解したが、山城の場合、むしろ衰退期の所在を示している。

したがつて、国府址の研究は、その創始期から律令制の盛行期、その衰退期、さらには封建制時代における残存と、それぞれの時期における状態を分析し、その差異を明確にすることが必要で、これについては歴史地理学は文献史家の協力を必要とする。

また、以上の歴史地理学的考究によつて、国府址想定の蓋然性はうかがえるが、確証は得難い場合が多い。ここにおいて、最終的には発掘による考古学的調査を必要とする。このことは歴史地理学的調査の意義を軽くする

説

ものではなく、最終的調査に至る大きく長い前提として、重要であり必要であることを意味するといえよう。

また、以上のように、一地域の国府址に対しても、多方面からのより深い研究調査が必要であるが、一方、全国的には広く比較研究の必要性が重視される。律令体制の持つ統一性と、その具現の地域的差異とを明確にできるからである。

この点において、この小論が山城における律令体制分析の一助ともなり、また他地域における国府址研究の参考となることができれば幸いである。